

令和5年4月から令和6年3月までの 保育所（園）・認定こども園入所のご案内

◆対象

0歳児から小学校入学前で保護者や家族が仕事や病気などにより家庭で保育できない子ども

保護者の状況		保育時間の認定	入所できる期間
就労	会社自宅を問わず月52時間以上就労している場合	就労時間による	就学前まで
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間認定	産前8週・出産日の8週後の月末まで
疾病・障害	病気や障害がある場合	申請内容による	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	病人や障害者を介護・看護している場合	申請内容による	介護・看護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害などの復旧にあっている場合	保育標準時間認定	必要な期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間認定	90日間
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による	必要な期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間認定	必要な期間
育児休暇取得中	育児休暇取得時に、既に保育を利用している子どもの発育上継続利用が必要であると認める場合	保育短時間認定	必要な期間 ※空き状況により異なる
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	必要な期間

◆保育時間

保育所に預ける時間は、保護者の就労形態などにより、次の2つの利用区分となります。

・公立保育所

保育標準時間利用 7:15~18:15（最長11時間）

保育短時間利用 8:15~16:15（最長8時間）

（土曜日は、7:15~12:30）

・私立保育園

保育園により時間が異なりますので、各保育園にお問い合わせください。

◆受付期間

・市内保育所・認定こども園の新規・継続の申込み

令和4年12月1日（木）～12月15日（木）の平日 8:30~17:15

休日受付 12月10日（土）、11日（日） 10:00~15:00

※この期間を過ぎても申請できますが、期間内に申請した人を優先に利用調整します。

※育児休暇から仕事復帰するなど、年度途中入所を希望する人も申請できます。

◆申込方法及び場所

家庭状況を説明できる保護者が、下記の必要書類を子ども教育課に持参してください。

新規申込の人で2歳児と3歳児（平成31年4月2日～令和3年4月1日生まれ）のクラスの子は申込受付時に面談を行います。お子さんと一緒に手続きに来てください。

申込場所 南房総市岩糸2489番地 南房総市役所丸山分庁舎
教育委員会事務局子ども教育課 TEL：0470-46-2966

◆入所申込みに必要な書類

- ① 子どものための教育・保育支給認定申請書（兼）現況届（兼）保育所等利用申込書
- ② 家庭状況調査票・子の健康状況調査票（継続入所の場合は不要です）
- ③ 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
 - ・新規入所（父母並びに65歳未満の同居親族及び同地区（旧町村内）に住む祖父母のもの）
 - ・継続入所（父母のもの）

※用紙が足りない場合はコピーして使用してください。

- ④ 保護者の個人番号（マイナンバー）カードなど個人番号が確認できる書類
- ⑤ 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証など）

◆保育料

保育料は、令和5年4月1日現在でのお子さんの年齢と、保護者の令和4年度（9月からは令和5年度）市町村民税額により決定します。

ただし、実態として祖父母などの同居者が生計の中心者であることが明らかな場合には、同居者の市町村民税額で保育料を算定する場合があります。

保育料の納付については原則口座振替での納付をお願いしています。金融機関にて入所日の2週間前を目安に手続きしてください。

3～5歳児クラスのお子さんの保育料は無料ですが、別途給食費を施設に納めていただきます。家庭状況に応じて、副食費（おかず代）の免除があります。

なお、保育料を滞納した場合、督促状や催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査（金融機関や勤め先への照会など）や財産差し押さえの滞納処分を行うことがあります。

◆選考結果

受付期間終了後、子ども教育課にて利用調整を行い、2月下旬に申込者へ通知します。調整の結果、第2希望以降の保育所をご案内する場合があります。

◆南房総市外の保育所・認定こども園の申込み

入所を希望する施設のある市町村が定める期間となりますので、事前に子ども教育課にご相談ください。

担当：南房総市教育委員会子ども教育課 TEL：0470-46-2966

